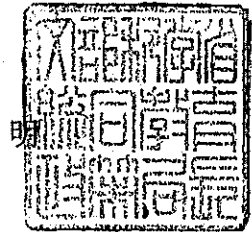


# 写

30文科高第954号  
平成31年1月11日

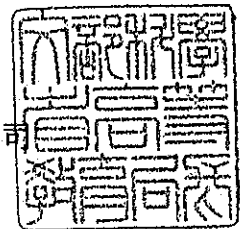
各 国 立 大 学 法 人 学 長  
各 学 校 法 人 理 事 長  
各 公 立 大 学 法 人 理 事 長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長  
清水



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
義本 博司



(印影印刷)

## 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）

文部科学省では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、本年10月に予定される消費税率引上げによる増収分の一部を財源とする高等教育無償化の制度について検討してきたところですが、今般、政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（平成30年12月28日）において、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されましたので、お知らせいたします。

本方針においては、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしており、一定の要件の確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に入学・在学している学生が支援対象となります。

また、授業料及び入学金の減免については、大学等が実施することとしており、減免に要する費用について、方針に記載の上限額まで公費から支出することとしております。

大学等の要件の確認は、国公立の大学等（独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校を含む。）については設置者である国や地方公共団体が、私立の大学等については所轄庁である文部科学大臣又は都道府県知事が行うこととしています。

今後は、本方針に基づき、本年の通常国会への法案提出を予定しています。新たな支援措置は、2020年4月から実施する予定です。

各大学、短期大学、高等専門学校の設置者におかれては、本件について、設置する各学校及び学内の関係部署に対して周知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれては、設置又は所轄する専修学校に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学法人学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管局長におかれては、所管の専修学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

添付しています本方針、方針の概要、参考資料等を文部科学省の下記ホームページの「高等教育段階の教育費負担軽減」のページ（※）に掲載しておりますが、今後の検討状況についても随時お知らせしていく予定です。

（※）[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

なお、本件に関するお問合せは、下記の宛先にメールにて御連絡ください。

（本件問合せ先）

<方針について>

文部科学省 高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

電話：03-5253-4111(代表) (内線 3495、3505、3956、2975)

e-mail: qafutankeigen@mext.go.jp

<専修学校に関することについて>

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111(代表) (内線 3956、2975)

e-mail: 同上